埼玉県立越谷東高等学校
部活動に係る活動方針

１　活動の基本方針について

（１）部活動は学校の教育活動の一部であり、他の教育活動と連携し生徒の心身の伸長を目指すものである。
（２）学びの場として、部活動は学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成する場である。

２　指導体制の整備について

（１）各顧問が年間、月間活動計画及び実施実績を作成し、管理職に提出する。
（２）作成した計画書等は、当該部活生徒及び当該部活生徒の保護者に公表する。
（３）各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
（４）休養日を設定する。
（５）管理職は、活動計画に及び実施実績を確認する。

３　具体的な活動について

（１）施設や設備の点検を定期的に実施し、事故防止に努める。
（２）教員や部活動生徒対象に、AED使用方法や心肺蘇生法の研修を実施する。
（３）効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に安全に活動できるよう校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
（４）部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。
（５）体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
（６）生徒間の刑法に接触する行為や悪意による人権侵害等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図り、校内規定により指導する。
（７）合宿（校内・外）を実施する場合、顧問は事前に計画書を入念に作成し、管理職の許可を受ける。

４　適切な休養日等の設定について

（１）学期中は、原則として週２日以上の休養日を設ける。
（２）定期考査１週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
（３）１日の活動時間は、原則、平日は２時間程度、休業日は３時間程度とする。
（４）長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、連続する休養日を設定する。
（５）顧問は参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。